

# 八幡中央病院 感染防止対策に関する取組事項

## 1. 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、医療施設内における全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行います。

## 2. 組織に関する基本事項

1. 本院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染防止対策部を設置し、感染防止にかかる日常業務を行います。

2. 感染防止対策に関する実働的組織として感染防止対策チーム（以下 I C T）を設置し、感染防止対策に関する一般的事項を執行させます。

I C Tの活動については院内感染防止対策部の方針に基づいて行います。

3. 院内感染防止対策部および I C Tの運営は各規定に則って行います。

## 3. 職員に対する研修に関する基本事項

適宜、職員研修会を開催し、院内感染防止対策のために必要な教育を実施します。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

細菌検査結果から検出状況を把握し、毎月開催の院内感染防止対策委員会で報告されます。院内感染防止対策部では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染症の発生、または疑われる場合は、I C Tが中心となり感染拡大防止のために速やかな対応を行います。

また、届出義務のある感染症が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告を行います。

通常時から山城北保健所や協力関係にある地域の医療機関と速やかに連携し対応する体制の維持に努めます

## 6. 患者さんに対する情報提供の基本方針

本取組事項は、院内に掲示し、患者様等への情報提供の推進に努めます。

## 7. 感染防止対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策の推進のため、当院の実状にあった感染防止対策のマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図ります。

さらに職員自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康の維持推進に努めます。

